

公共交通機関でおこしやす・京都市協議会設置要項

(設置)

第1条 公共交通機関でおこしやす・京都市協議会（以下「協議会」という。）は、行政、交通事業者及び関係者が協力して、公共交通機関を利用した観光客等の京都への誘致促進をその目的として設置する。

(組織)

第2条 協議会は、別表に掲げる事業者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(座長)

第3条 座長は委員の中から互選する。

2 座長の任期は2年とする。

(総会の開催)

第4条 総会は、必要に応じて座長が招集するものとする。

2 座長は、必要があると認めるときは、第2条に掲げる者以外の者を総会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、京都市産業観光局観光部観光企画課内に置くものとする。

(補則)

この要項に定めのない事項については、必要に応じて総会に図って定めるものとする。

付則

この要項は、平成13年9月25日から施行する。

この要項は、平成16年3月24日から施行する。

この要項は、平成18年2月10日から施行する。

別 表

京都府バス協会
京都乗用自動車協会
西日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
近畿日本鉄道株式会社
京福電気鉄道株式会社
叡山電鉄株式会社
嵯峨野観光鉄道株式会社
京阪バス株式会社
京都バス株式会社
京都市交通局
京都市駐車場公社
京都市観光協会
京都市産業観光局観光部